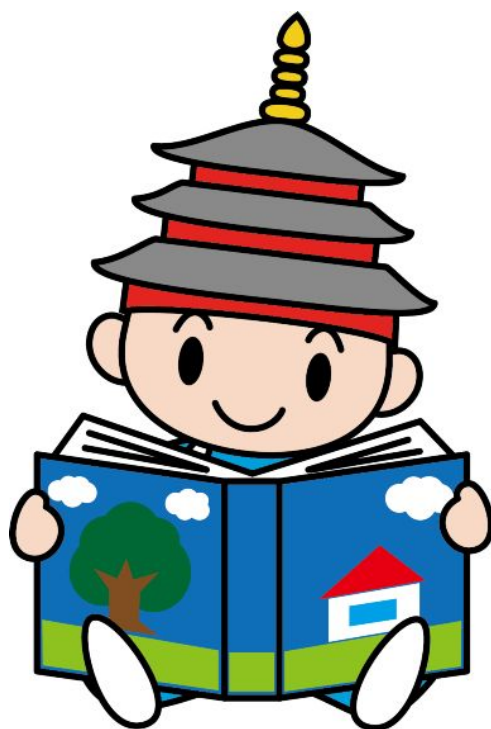


第2次
みやこ町子ども読書活動推進計画

～子どもが いつでも本に 出会える町を めざして～



平成29年3月
みやこ町教育委員会

目次

はじめに

第1章 計画策定にあたって	2
1. 子どもの読書活動推進の意義	
2. 子どもの読書の現状	
3. 計画の性格と役割	
第2章 計画策定の基本的な考え方	4
1. 計画の目的	
2. 計画の位置付け	
3. 計画推進のための基本方針	
4. 計画の対象者	
5. 計画の期間	
第3章 子どもの読書活動推進の取り組み	5
1. 家庭・地域	
(1) 家庭における読書活動の推進	
(2) 地域における読書活動の推進	
(3) 子どもの読書活動への理解と関心を高めるための啓発活動	
2. 保育所・幼稚園	
(1) 保育所・幼稚園における読書活動の取り組み	
(2) 保護者への啓発と普及	
(3) 体制の整備	
3. 学校	
(1) 学校における読書活動の取り組み	
(2) 読書環境の整備	
(3) 保護者への啓発と普及	
(4) 体制の整備	
4. 図書館	
(1) 読書活動の支援	
(2) 読書環境の整備	
(3) 学校との連携、協力	
(4) 保育所・幼稚園との連携、協力	
(5) 読書ボランティアの活動支援	
(6) 啓発と普及	
(7) 体制の整備	
第4章 総合的な子どもの読書活動の推進	12
1. 連携・協力・ネットワーク	
2. 実態の把握	
3. 啓発広報	
4. 財政上の措置	
第5章 施策表	13
資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	17
資料2 みやこ町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	19
資料3 みやこ町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	20
資料4 みやこ町読書に関するアンケート調査結果	21

はじめに

今日、子どもを取り巻く生活環境が大きく変化しています。テレビ、インターネット等の情報メディアの発達に代表されるように情報化が急激に進行しています。こうした急激な社会環境の変化は、子どもたちの生活に様々な影響をもたらしているだけでなく、情報化された社会の中で生きていくために様々な知識が必要となっているともいえます。

また、少子化や核家族化の進行、さらには地域の連帯感の希薄化にともない、人とかかわる体験をする機会が欠如しつつあります。

そのような環境を生きる現代の子ども達にとって読書は「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律より）です。本町として子どもの読書環境を計画的に整備していくことは極めて重要な課題であると考えます。

こうした中、子どもたちがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の充実を目指して、平成24年3月に「みやこ町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進を図ってまいりました。これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今回新たに平成29年度から5年間の「第2次みやこ町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

この施策を確実に実現するためには、町民をはじめ、関係機関やその他の関係者など多くの方々のご協力をいただくことが必要になります。皆様の一層のご理解をお願いすると共に、子どもの読書活動に関係する各方面においてご活用いただければ幸いです。

平成29年3月

みやこ町教育委員会
教育長 屏 悦郎

第1章 計画策定にあたって

1. 子どもの読書活動推進の意義

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に読書環境の整備を推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年に制定されました。

子どもは読書によって、広い世界、未知の世界を知り、多くの体験をすることができます。こうした体験を通して、自分の将来に夢を持ち、創造力や感性を豊かにします。また、自ら考え、表現し、課題を解決する能力や資質を育むことができます。

このことを踏まえ、すべての子どもがそれぞれの成長段階に合わせて様々な本と出会える環境を整備することが重要です。

2. 子どもの読書の現状

平成28年6月に公益社団法人全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で実施した「第62回学校読書調査」によれば、1か月に本を1冊も読まなかった子どもの割合（以下「不読者割合」という）は、小学生4.0%、中学生15.4%、高校生57.1%と学齢段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあります。

みやこ町が平成28年7月に実施した「読書に関するアンケート調査」では、不読者割合は、小学3年生6.5%、小学5年生4.0%、中学2年生20.0%で、全国平均に比べ中学生の読書離れが進んでいます。しかし、前回の調査（平成23年10月実施）に比べると小学校3年生は3.2ポイント不読者割合が増加していますが、小学校5年生では5.5ポイント、中学生は13.0ポイント減少し、学齢段階が進むにつれ不読者割合が減少しています。

なお、平成27年4月に文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」によると、みやこ町立学校において、家庭学習の時間は国や県の平均より少なく、テレビ・ゲーム・スマートフォンなどを利用する時間は多くなっています。また、1日の読書に使う時間は30分以上と回答した割合は、小学校6年生で34%、中学校3年生で25%程度であり、国や県の平均よりやや少なくなっています。

しかし、学校図書館や町立図書館の利用は、週に4回以上、週に1回～3回程度、月に1回～3回程度行くと回答した割合の合計は、小学校6年生で50%、中学校3年生で27%程度、国や県平均を7ポイント以上上回っています。その結果、みやこ町の子どもたちは学校図書館や町立図書館をよく利用していることが分かります。これは、町立図書館が3館あることや学校司書^{*1}の配置とその活動の充実、さらに小・中学生読書リーダー養成講座^{*2}の継続的な実施などが考えられます。

^{*1} 学校図書館の仕事に携わっている事務職員で、資料の整理・提供、レファレンス、情報提供などの技術的な面を担当し、学校図書館を活用する学習活動が円滑に行われるように支援を行っています。

^{*2} 本の楽しさを広める読書リーダーを養成する講座です。絵本の読み聞かせの仕方、図書の見本カードの作成方法などを学習し、各学校で活動しています。

3. 計画の性格と役割

国は、平成13年に子どもの読書活動に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。さらに、平成20年には第二次基本計画、平成25年には第三次基本計画を策定しました。

福岡県では、平成16年に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、平成22年3月改定を行いました。また、これまでの計画の取組・成果と課題を踏まえ、平成28年8月に新たに改訂を行いました。

みやこ町では、国及び県の計画を基本としながら、子どもの発達段階に応じた読書活動を支援するため、平成24年3月に「みやこ町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この度、この計画期間が終了することに伴い、これまでの第1次計画の基本的な考えを引き継ぎ、平成29年度から5ヶ年をめどに第2次推進計画を策定します。

第2章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画の目的

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるようにするため家庭・地域・学校が一体となって、それぞれの子どもの成長段階に応じた環境の整備と施策の推進を図ります。

2. 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「福岡県子ども読書推進計画（改定版）」を基本とし、「みやこ町子ども読書活動推進計画（第1次）」の推進状況を踏まえ策定します。

また、「第2次みやこ町総合計画（平成28年3月）」を踏まえ、みやこ町における子どもの読書活動推進に関する施策の方向性や取り組みを示しています。

3. 計画推進のための基本方針

みやこ町のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるようにします。

- ① 家庭・地域・学校において子どもの読書活動を推進します。
- ② 子どもの読書活動推進のための環境の整備・充実を図ります。
- ③ 家庭・地域、図書館、学校等の連携・協力・ネットワーク化を進めます。
- ④ 子どもの読書活動に関して町民一人ひとりの理解と関心を高めます。

4. 計画の対象者

0歳からおおむね18歳以下の子ども

5. 計画の期間

平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間

第3章 子どもの読書活動推進の取り組み

1. 家庭・地域

家庭は、子どもが最初に本と出会う場であり、子どもの読書に対する興味・関心を培う上で重要な役割を担っています。子どもの読書習慣の定着のためには、家庭における読書環境を充実させ、幼いころから本に親しみ、楽しさを知らせることが最も重要です。

現在、子どもの読書習慣の定着に向けて、乳幼児期から絵本に親しむなど家庭における読み聞かせや読書活動の重要性への理解を深めるよう啓発を行っています。読書を習慣付けるためには周囲の大人が読書に親しみ、本に親しむ環境をつくり、「読書の楽しさ」を体験させ、読書の素晴らしさを教えることが必要です。日常生活のなかで自然に本に親しむ環境を作るために、これまで以上に保護者に働きかける必要があります。

(1) 家庭における読書活動の推進

① 親子・家庭での読書時間の共有

子どもに本を好きになってもらうためには、保護者が子どもの成長における読書の大切さを理解し、本に対して興味を持ってもらうことが必要です。保護者が普段の生活の中で本を楽しむ姿を見せれば、子どもは本とは身近なもの、楽しいものと感じるようになります。

家族みんなで読書を楽しむ「家読（うちどく）^{※3}」、テレビやゲームなどのメディアから離れた日をつくる「ノーゲーム・ノーテレビデー」を推進し親子・家庭での読書時間を共有することを推進していきます。

② ブックスタート^{※4}及びステップ1ブックス^{※5}事業の推進

「ブックスタート」で絵本を介して愛情あふれるひと時を過ごすことは、親子の絆を深めるのはもちろんのこと、日常的な絵本の時間をもつきっかけとなり、家庭の中に読書が根付くことが期待されます。今後も事業の継続と充実を目指し、保護者へ本の楽しさと大切さを伝えていきます。

「ステップ1ブックス」では、少しずつ個性の出てきた子どもと保護者がより楽しく読書の時間を過ごせるよう、絵本を通じて子どもと保護者が楽しいひとときを分かち合うことで子どもの読書活動の啓発を行います。

※3 家族で本を読んで語り合うことで親子や兄弟姉妹のコミュニケーションを深めることを目的に家庭での読書を推進する運動です。

※4 絵本を開く楽しい体験を通じて親子の絆を深めてもらおうと、地域に生まれた子どもに絵本を手渡す活動です。1992年に英国で始まった活動は、2000年に日本に紹介され、全国各地で実施が広がっています。みやこ町では、4カ月児の健康診査時に絵本と赤ちゃん絵本リスト、地域の子育て情報などが入ったブックスタートパックを渡しています。

※5 ブックスタート事業のフォローアップで12カ月児相談の際に絵本を手渡す活動です。成長に合わせた絵本を継続して手渡すことにより、絵本を開く楽しい体験を通じて親子の絆をさらに深めてもらうよう努めています。

(2) 地域における読書活動の推進

① 子育て支援センターにおける取り組み

絵本の読み聞かせや、本を媒体とした催し物など、一層の充実を図ります。
また、図書館の催しもの案内等を行い、乳幼児をもつ保護者への啓発を行います。

② 放課後児童クラブ・豊津寺子屋などの放課後支援事業における取り組み

図書館の団体貸出を活用し、子どもが地域で気軽に本に触れられる環境を整備します。

豊津寺子屋では、活動の中に読書の時間を位置付け、学校図書館を利用し本に触れる場所づくりに努めます。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を高めるための啓発活動

子どもと読書に関する講演会やおはなし会などを実施し、保護者へ本を読むことの楽しさを伝えます。

また、地域で絵本の読み聞かせなど読書活動の推進を行っているボランティアの活動をサポートしていきます。

2. 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場所です。保育所・幼稚園で集団生活を始めた子どもたちは、様々な人とのかかわりを通して多くの経験をします。

すべての子どもが読書に親しむためには、多くの時間を過ごす保育所・幼稚園における読書指導が重要な役割を果たします。子どもたちに本への興味を促し、読書が習慣となるよう、さまざまな取組を行います。

(1) 保育所・幼稚園における読書活動の取り組み

① 日常的な読み聞かせの実施

年齢に応じた絵本やおはなし、紙芝居等を取り入れた読み聞かせを継続して実施し、日常保育の中に読書の時間を位置付けます。また、乳幼児には、はじめて出会う本の世界を共有して、温かくふれあい、豊かな心を育むよう努めます。

② 図書コーナー等の設置、充実

図書室や図書コーナーを設置し、いつも子どもの身近に本のある場所づくりに努めます。

また、子どもの好奇心、探究心、向上心が満たされるように、図書館の団体貸出を活用するなどして様々な分野の本を集め、魅力ある蔵書づくりに努めます。

③ 本に親しむ行事の実施

図書館見学や移動図書館などを活用し多様な本と出会う機会を充実させます。また、七夕、クリスマス会などさまざまな季節の行事において絵本やお

はなし、紙芝居等を活用し、子どもが本に興味を持つような行事を実施します。

(2) 保護者への啓発と普及

保護者会、懇談会、園だより等様々な行事を通じて読み聞かせの大切さ、子どもの読書の重要性について啓発していきます。また、「子ども読書の日^{※6}」といった家庭での読書の取り組みを推進するよう努めます。

(3) 体制の整備

保育所・幼稚園では、教諭や保育士が読書指導や図書の利用指導など子どもの読書活動を推進させるため研修会や講習会への積極的な参加に努めます。

3. 学校

学校は、従来から国語科など各教科等における学習活動を通じて読書活動を行っており子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。

また、学校図書館は、子どもが求める本やその発達段階で読んでもらいたい本を紹介できるよう整備をめざします。

(1) 学校における読書活動の取り組み

① 学校における読書の習慣化への取り組み

各学校の計画に基づいて学校図書館を活用した取り組みの充実を図ります。朝の読書^{※7}や読書ボランティアの協力による読み聞かせ、調べ学習等、本に触れる機会を設けることで、読書活動のきっかけづくり、習慣化に向けた指導を行い、本を読まない子どもの割合を減らすとともに、子どもの読書量の増加を目指します。

② 読書関連事業等の実施

子どもの読書への関心を深めるため「子ども読書の日」や「読書週間^{※8}」等を活用し読み聞かせやブックトークなど読書への関心を深める取り組みを行っていきます。

③ 図書委員会活動の活性化

図書館だよりの発行をはじめとした様々な委員会活動に取り組み子どもの

^{※6} 「子ども読書活動推進法」では4月23日を「子ども読書の日」と制定しています。国や地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するように求められています。みやこ町では毎月23日を「みやこ町子ども読書の日」としています。

^{※7} 毎朝ホームルームや授業が始まる前の10分間、先生と生徒がそれぞれに自分の好きな本を読むという運動で、1998年に千葉県の高校で提唱され、全国の学校に広がっています。「毎日やる」「みんなでやる」「好きな本でよい」「ただ読むだけ」を原則としています。

^{※8} 文化の日を中心とする10月27日～11月9日の2週間のことをいいます。また4月23日～5月12日の約3週間を「子ども読書週間」といいます。この期間、全国で読書に関連する催しが行われています。

自主的な読書活動を推進します。また、「小・中学生読書リーダー養成講座」を毎年実施し、各小・中学校に読書リーダーを養成・配置し、校内の読書活動の充実と読書習慣の定着を図ります。

④ 学校図書館の計画的利用

学校図書館の資料を使って授業を行ったり、調べ学習で学校図書館を利用したりして、学校図書館を計画的に活用します。また、情報の探し方、資料の使い方等、図書館の有効的な活用方法や利用方法についても指導を行います。

⑤ その他

その他、子ども読書活動推進のために各学校の状況に応じた特色ある取り組みを実施します。

(2) 読書環境の整備

① 学校図書館の整備

教科学習に役立つ資料を用意し、子どもたちがそれらを活用できるようにするとともに、子どもたちの読書意欲を呼び起こすような工夫をしていきます。

掲示物や季節のディスプレイを充実させるなど、児童生徒が気軽に立ち寄り、自由に読書が楽しめる魅力ある学校図書館を整備します。

また、学校再編整備に合わせて計画的な学校図書館の整備に努めます。

② 学級文庫の設置

図書館団体貸出等を活用し、学級文庫の充実を図ります。

③ 学校間の相互利用による資料の有効活用

平成24年から導入している「学校ぐるりんBOOK^{※9}」を継続し、児童・生徒に魅力ある本の提供と蔵書の有効活用を図ります。また、学校再編整備に合わせて資料の有効活用を図るために蔵書情報のネットワーク化を検討・実施します。

④ 蔵書の計画的な整備

児童・生徒の多様な興味・関心に対応するため、学校図書館図書標準値の達成をめざし、学校再編整備と合わせて図書資料の計画的な整備・充実に努めます。

また、魅力的な蔵書構成を構築するために蔵書の充実に努めます。

⑤ 障がいのある子どもへの読書支援

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるように読書に親しむ機会の拡充を図ります。

^{※9} 各校の図書費の一部を集め、配本用図書セットを作成し、1年かけて地区内の複数校を巡回させています。

(3) 保護者への啓発と普及

P T A、保護者会等の機会に子どもの読書の重要性について理解と啓発を図るため学校通信、学級通信等による啓発を行います。

また、全小中学校で共同作成したおすすめ図書リストを活用し、子どもの読書の重要性について啓発、家庭での読書の取り組みを推進し、保護者の理解を深めるよう努めます。

(4) 体制の整備

① 学校司書の配置

学校図書館を機能させ、子どもの読書活動を支えるためには、学校司書の役割が重要です。これら専門的職員の適切な配置に努めます。

② 教職員・学校司書の研修の充実

校内外の研修や研究会などへの計画的な参加を促し、指導力の向上に努めます。

4. 図書館

図書館は、子どもの読書活動を支える中心的な存在であり、家庭、地域、学校におけるそれぞれの取り組みをバックアップしていく役割も担っています。

子どもたちが楽しみながら成長の段階に応じた様々な取り組みの実施、読書環境を整備し図書館の利用促進を図るとともに町全体の子どもの読書活動を推進する拠点として一層の充実を図ります。

(1) 読書活動の支援

① 読書相談の充実

新刊や季節の本の案内、子どもの興味や年齢等に応じた読書相談や調べ物の支援等、子どもの読書に関する相談・レファレンス^{※10}を充実させることで、家庭・学校における読書活動を支援します。

また、読書のきっかけづくりや、本を選ぶときの参考になるように成長の段階に応じた推薦図書リストやテーマ別図書リストを作成します。

さらに、職員のレファレンス技術の向上のために研修の機会を充実させます。

② 個人貸出

図書館の平成27年度、年齢別登録率は0～6歳は39.3%ですが、7歳～12歳では99.2%、13歳～15歳は97.7%、16歳～18歳は93.2%と高い登録率となっております。しかし1人当たりの年間貸出冊数は、0～6歳は11.4冊、7歳～12歳は23.7冊、13歳～15歳は3.8冊、16歳～18歳は1.5冊と学齢段階が進むにつれ貸出冊数が減少しています。

年齢や生活体験に合ったジャンルの本の選定や子どもたちからのリクエストを積極的に取り入れ、年齢別貸出冊数の向上に努めます。

^{※10} 参考業務、参考調査ともいい、情報を求めている利用者に対して図書館員が必要とされる情報や資料を調査、提供して助ける業務をいいます。

③ 団体貸出

保育所・幼稚園、学校で不足する資料をまとめて貸出ます。また、希望する団体にも貸出を行い、子どもが身近な場所で本と出会えるような環境の整備を図ります。

④ 人的支援

図書館司書の専門知識を活かした情報提供を行い、学校司書、読書ボランティアと連携して様々な読書活動支援を行います。

(2) 読書環境の整備

① 児童コーナーの充実

子どもたちの知的欲求を満ち、心に深く届く良質な本を収集するため、リクエストにも応じながら引き続き計画的に購入図書を選定を行います。

② 移動図書館車の整備

移動図書館車「にこにこ号」で保育所・幼稚園・小学校を定期的に巡回し子どもの近くへ本を運び、子どもたちの身近に本を届けます。

③ 青少年向けサービスの充実

各館にある青少年コーナー（ヤングアダルトコーナー、ティーンズコーナー）を充実させ、展示方法を工夫するなどして魅力ある棚づくりをめざします。また、中・高生向けテーマ別の図書リストの作成や調べ学習・進路（進学・就職）の参考になる資料の充実を図り、多様な興味・関心に応じた読書環境の整備に努めます。

広報誌だけでなくホームページ・Facebookを積極的に活用し図書館の情報を発信するとともに、各館に設置している「ティーンズ交流ノート^{*11}」を活用し図書館を中高生の読書交流の場所となるよう整備に努めます。

④ 障がいのある子どもへの読書支援

実態の把握に努め、障がいに応じた利用しやすい資料を収集し、関係機関と連携を取りながら情報提供を行います。

(3) 学校との連携、協力

学校司書や担当教諭等と情報を交換しながら、レファレンス、図書館見学、職場体験学習などにおける協力体制を整えていきます。また、学校司書と定期的な交流を行い、「小・中学生読書リーダー養成講座」や「チャレンジ教室」等といった読書推進に向けた行事の協力を積極的に行います。

図書館で行う研修会や講習会だけではなく、県立図書館や関係機関で行われる研修会等の情報を提供し、子どもの学習活動・読書活動の連携・推進に努めます。

^{*11} 各町立図書館にある青少年コーナー（ヤングアダルトコーナー、ティーンズコーナー）に設置した意見交換、情報発信用の「ティーンズ交流ノート」。中高生が自由に書き込み読書交流・意見交流を行えるようにしています。

(4) 保育所・幼稚園との連携、協力

子どもが多くの本に触れるため移動図書館や団体貸出・図書館見学の受け入れを継続して行います。

また、図書館にあるおはなし会用の小道具（大型絵本・エプロンシアター等）をリスト化し保育所・幼稚園における読み聞かせに活用できるよう整備します。

図書館で行う研修会や講習会だけではなく、県立図書館や関係機関で行われる研修会等の情報を提供し、子どもの学習活動・読書活動の連携・推進に努めます。

(5) 読書ボランティアの活動支援

子どもの読書にかかわる地域団体・読書ボランティアの情報交換・交流促進を図り、協同して子どもの読書活動を推進します。また、情報の収集・提供、研修会や講習会等の学習機会の充実を図り読書ボランティアの活動を支援します。

(6) 啓発と普及

① おはなし会の実施

子どもたちに絵本や昔話に親しむ機会を提供するため、年齢や季節に応じた「おはなし会」を実施します。

② 子ども対象イベントの実施

「読書週間」にちなんだ行事を開催したり、夏休みなどに工作教室や実験教室などのイベントを実施したりして図書館への関心を高め、利用を促します。

③ 図書館だより、ホームページを活用した啓発の推進

おはなし会や子ども向けの行事、講演会などを通じて保護者や関係機関・団体・住民の関心と理解を深めます。

また、広報誌・ホームページ・Facebook等の媒体を活用し「子ども読書の日」や子どもの読書に関する情報を積極的に発信します。

(7) 体制の整備

子どもの読書活動を推進するための職員の適切な配置に努めます。

全職員の共通理解のもとに取り組みを進め、その上で必要となる技能の習得とさらなる資質の向上のために研修機会を充実させます。

第4章 総合的な子どもの読書活動の推進

1. 連携・協力・ネットワーク

関係機関、団体がそれぞれ独自に取り組む一方、連携、協力し地域一体となり推進を図ります。

2. 実態の把握

「子どもの読書活動推進状況調査」「子どもの読書に関するアンケート調査」を実施し、実態、問題点などの把握に努めます。

3. 啓発広報

子どもの読書活動の重要性に対する町民の理解と関心を得るために様々な機会を活用して啓発します。


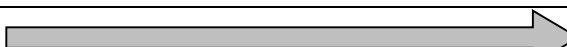
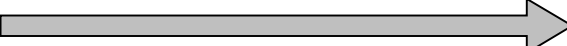


特に4月23日の「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」においては、様々な行事を町内各所で実施し、町民の理解と関心を高めます。

4. 財政上の措置




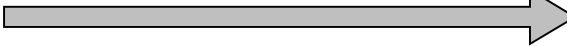

この計画に示された各施策を実施するため、関係機関はその役割に応じた必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

第5章 施策表

◇ 家庭・地域

施策	担当・所管	実施区分	年度				
			29年	30年	31年	32年	33年
家読(うちどく)/ノーテレビ・ノーゲームデーの推進	生涯学習課 学校教育課 住民課	継続	 家庭での読書活動を啓発する				
ブックスタート・ステップ1 ブック事業の推進	生涯学習課 健康づくり課	充実	 ブックスタートの配布率の維持及びステップ1 ブックスの配布率の向上を目指す 平成27年度ブックスタート配布率98%→現状維持 平成27年度ステップ1ブック配布率92%→98%				
子育て支援センターにおける 取り組み	住民課	継続	 本を媒体とした催し物を実施し、読書活動を推進する				
アンビシャス広場・豊津寺子 屋・放課後児童クラブ、子ども 会等における取り組み	生涯学習課 住民課	継続	 読書活動を実施する				
子どもの読書活動への理解 と関心を高めるための啓発 活動	生涯学習課 学校教育課 住民課 健康づくり課	継続	 子どもの読書の重要性を伝え、活動を推進する				


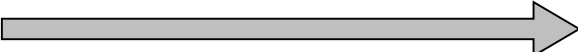




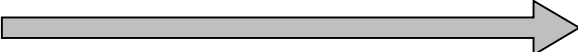

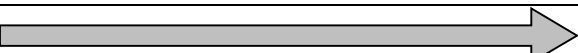



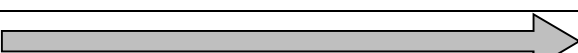
◇ 保育所・幼稚園


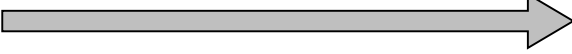
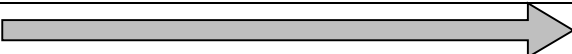
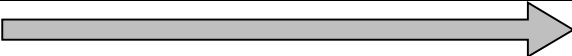
施策	担当・所管	実施区分	年度				
			29年	30年	31年	32年	33年
日常的な読み聞かせの実施	住民課 学校教育課	継続	 読書の時間を設けて、読書活動を実施する				
図書コーナーの設置、充実	住民課 学校教育課	充実	 図書コーナーを設置する				
本に親しむ行事の実施	住民課 学校教育課	充実	 年に1回以上子どもが本に興味を持つような行事を 実施する				
保護者への啓発と普及	住民課 学校教育課	充実	 保護者へ読書の大切さを啓発する				
体制の整備	住民課 学校教育課	充実	 研修会へ参加し読書活動の充実を図る				

◇学校

施策	担当・所管	実施区分	年度				
			29年	30年	31年	32年	33年
読書の習慣化への取り組み	学校教育課	充実	学校図書館の活用、読書の時間を確保など読書の習慣化へ向けた取り組みを継続して行う				
読書関連事業等の実施	学校教育課	充実	読書行事を実施し、読書への関心を深める				
図書委員会活動の活性化	学校教育課	充実	委員会活動の活性化を図る 小・中学生読書リーダーの養成・配置を継続して行う				
学校図書館の計画的利用	学校教育課	充実	読書指導や調べ学習等で計画的に活用する				
学校図書館の整備（蔵書）	学校教育課	充実	魅力ある学校図書館の整備を図る				
学級文庫の設置	学校教育課	充実	図書館を利用し学級文庫の充実を図る				
学校間の相互利用による資料の共有化	学校教育課	充実	蔵書情報ネットワークの構築を図る 資料の相互利用を継続して行う				
学校図書館の整備（開館時間・貸出方法の見直し）	学校教育課	充実	利用規則を見直し利用の増加を図る				
蔵書の計画的な整備	学校教育課	充実	学校図書館図書標準の達成率の向上を目指す 平成27年度小・中学校達成率6割 → 8割				
障がいのある子どもへの読書支援	学校教育課	充実	読書に親しむ機会の充実を図る				
保護者への啓発と普及	学校教育課	充実	読書の重要性を保護者会等で働きかける				
体制の整備	学校教育課	充実	学校司書の適切な配置に努める				
教職員・学校司書の研修の充実	学校教育課	充実	研修会への参加し読書活動の充実を図る				

◇図書館

施策	担当・所管	実施区分	年度				
			29年	30年	31年	32年	33年
読書相談の充実	生涯学習課	充実	 職員のレファレンス技術の向上を図る 年齢別・テーマ別の図書リストを作成する				
個人貸出	生涯学習課	充実	 一人あたりの貸出冊数向上を目指す。 平成27年度貸出率0～6歳 11.4冊 → 12.4冊 平成27年度貸出率7～12歳 23.7冊 → 24.7冊 平成27年度貸出率13～15歳 3.8冊 → 5.8冊 平成27年度貸出率16～18歳 1.5冊 → 3.5冊				
団体貸出	生涯学習課	継続	 各団体への貸出を継続して実施する				
人的支援	生涯学習課 学校教育課	継続	 学校司書、読書ボランティアと連携し、実施する				
児童コーナーの充実	生涯学習課	充実	 資料の充実を図り魅力あるコーナーづくりを進める				
移動図書館車の整備	生涯学習課	継続	 町内全域でのサービスを継続して実施する				
青少年向けサービスの充実	生涯学習課	充実	 青少年コーナーを充実し、読書交流の場所としての整備を図る				
障がいのある子どもへの読書支援	生涯学習課 学校教育課 住民課 健康づくり課	充実	 実態の把握に努め、サービス内容を検討、実施する				
学校との連携、協力	生涯学習課 学校教育課	充実	 学校と連携し協力体制を整える				
保育所・幼稚園への連携、協力	生涯学習課 学校教育課	充実	 保育所・幼稚園と連携し、協力体制を整える				
読書推進ボランティアの活動支援	生涯学習課	継続	 講習会、交流会等を実施する				
おはなし会の実施	生涯学習課	継続	 対象年齢別におはなし会を実施する				
子ども対象イベントの実施	生涯学習課	継続	 各種イベントを実施し、図書館の利用を促す				

施策	担当・所管	実施区分	年度					
			29年	30年	31年	32年	33年	
図書館だより、ホームページを活用した啓発の推進	生涯学習課	継続	 「子ども読書の日」など積極的に啓発する					
体制の整備	生涯学習課	充実	 司書を適正に配置、資質の向上に努める					
子ども読書活動推進協議会の運営	生涯学習課	新規	 年に1回以上開催。進行状況の確認、課題を見出す					
子どもの読書活動推進状況調査	生涯学習課	新規	 施策の実施状況を集約する					
子どもの読書に関するアンケート調査	生涯学習課	継続						調査の実施

資料1

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条

子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条

国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども

もの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

資料2

みやこ町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、みやこ町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という）の策定を目的として、みやこ町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 関係機関の連携及び協力に関すること。
- (3) 子ども読書活動の推進に関すること。
- (4) その他子どもの読書活動推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる委員で構成し、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学校関係（小・中）
- (2) 幼稚園・保育所関係
- (3) 行政・図書館関係
- (4) 読書ボランティア代表
- (5) 学識経験者
- (6) 社会教育民間団体

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から推進計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成23年 9月 8日から施行する。

資料3

◆みやこ町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

	所属		氏名
学校関係	小学校長会代表	柳瀬小学校	馬場 正幸
	中学校長会代表	豊津中学校	畠中 伸王
	小学校教諭代表	諫山小学校	熊本 亜里彩
	中学校教諭代表	犀川中学校	松井 哲明
	学校司書	学校教育課	有山 りよ
幼稚園・保育所	幼稚園・保育所連盟	認定こども園 ポランのひろば	井原 節子
図書館・行政	京築教育事務所	社会教育室	沖永 康平
	学校教育課	学校教育課	柿野 善広
	図書館長	生涯学習課長	中村 銀次
	子育て支援	住民課長	亀田 国宏
学識経験者	近畿大学通信教育部	講師	河井 律子
社会教育民間団体	社会教育委員		山田 未正
読書ボランティア	読書ボランティア	おひさまの会	山下 小菊

資料4

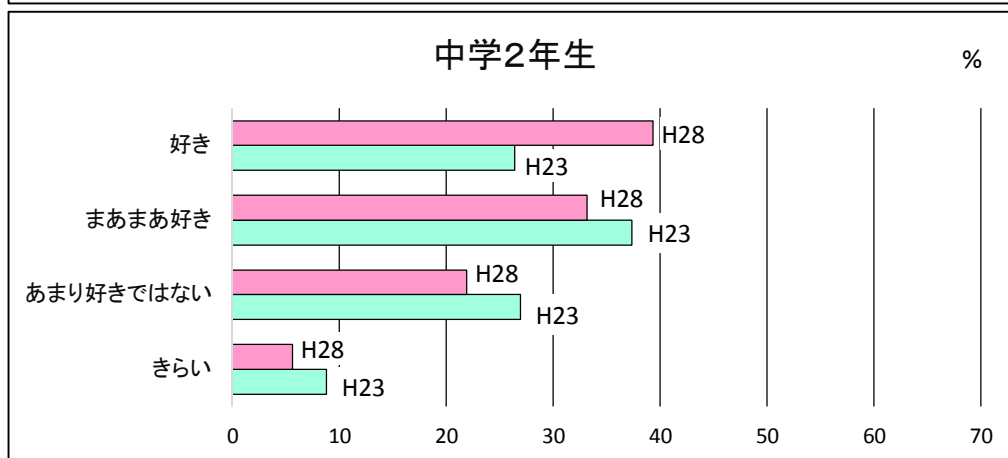
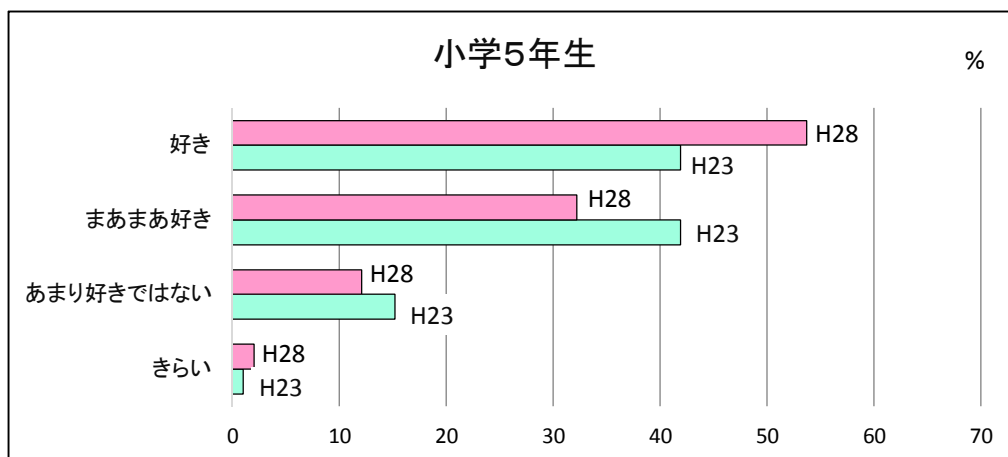
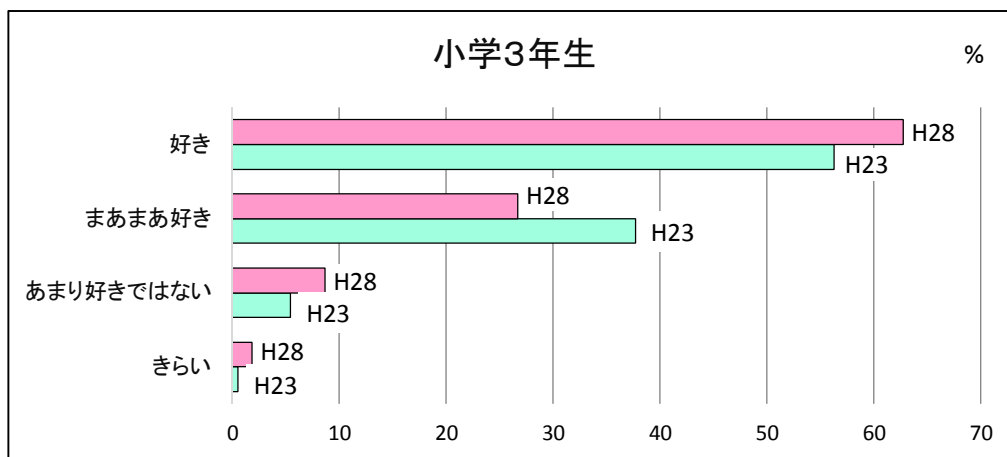
みやこ町 読書に関するアンケート調査 結果

対象者：町内の小中学校に通う小学3年生 小学5年生 中学2年生

対象者数：平成23年 579人 平成28年 507人

回収率：平成23年 96% 平成28年 96%

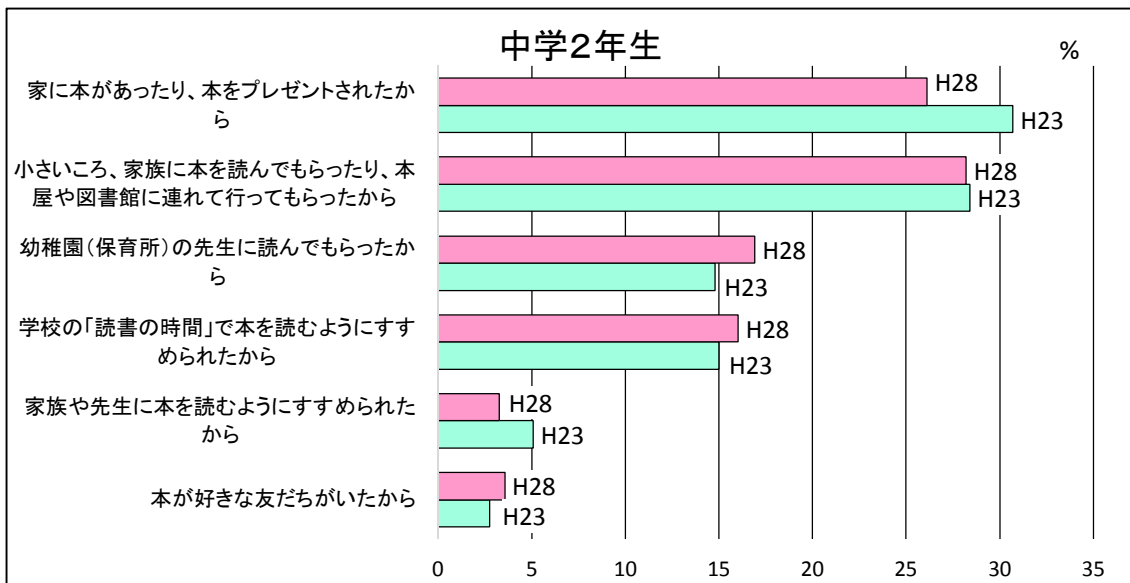
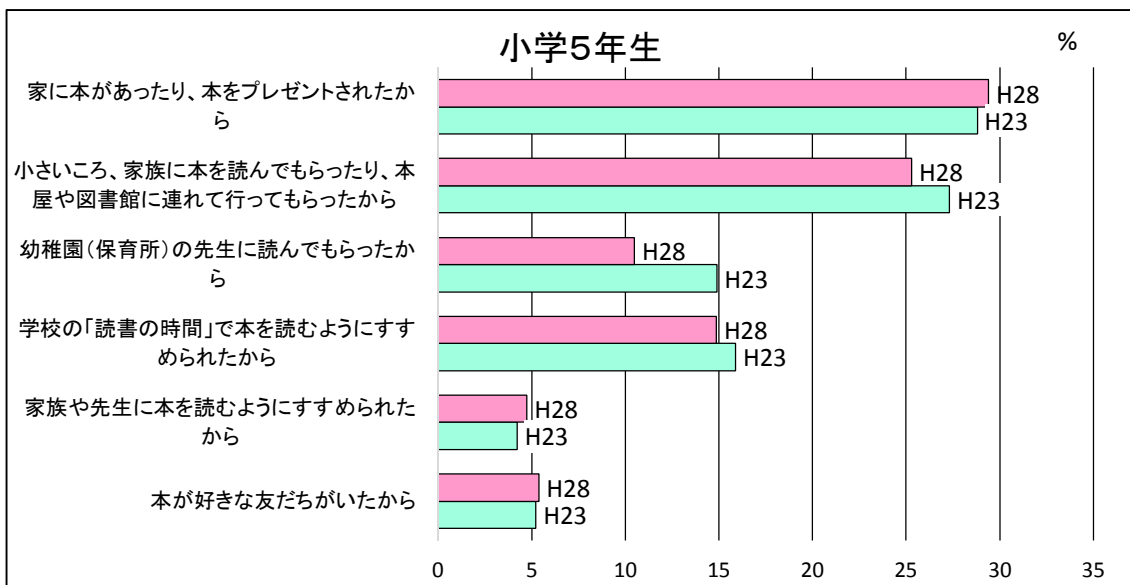
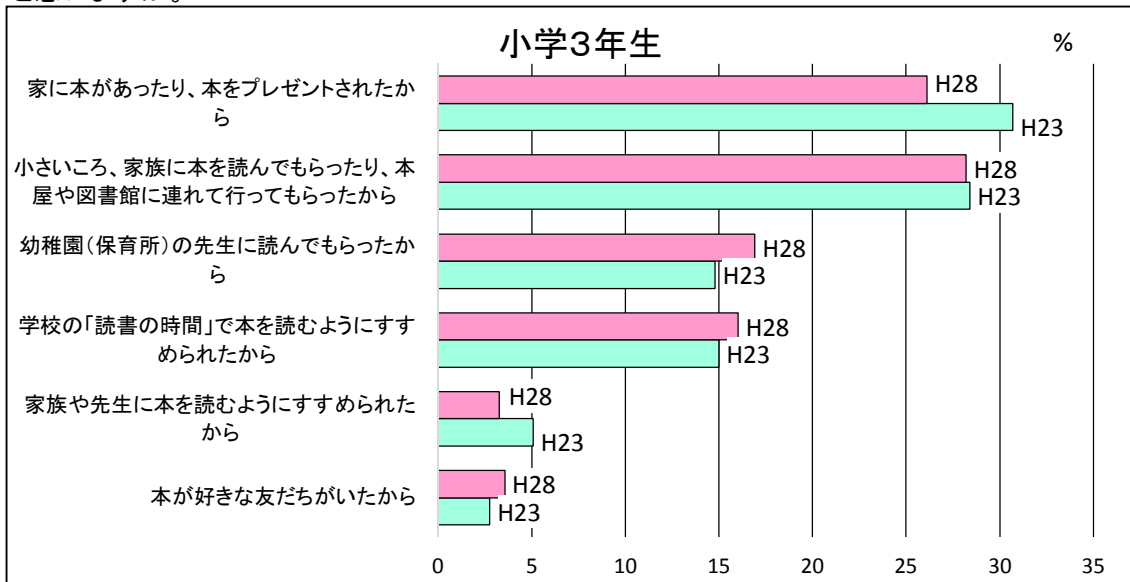
1. あなたは、本を読むのが好きですか



どの学年も「好き」「まあまあ好き」と答えた子どもは、過半数を超えています。

特に、中学生2年生の好きの割合は前回調査より12.9ポイント増えおり、「あまり好きではない」「きらい」の割合は8.2ポイント減少しています。

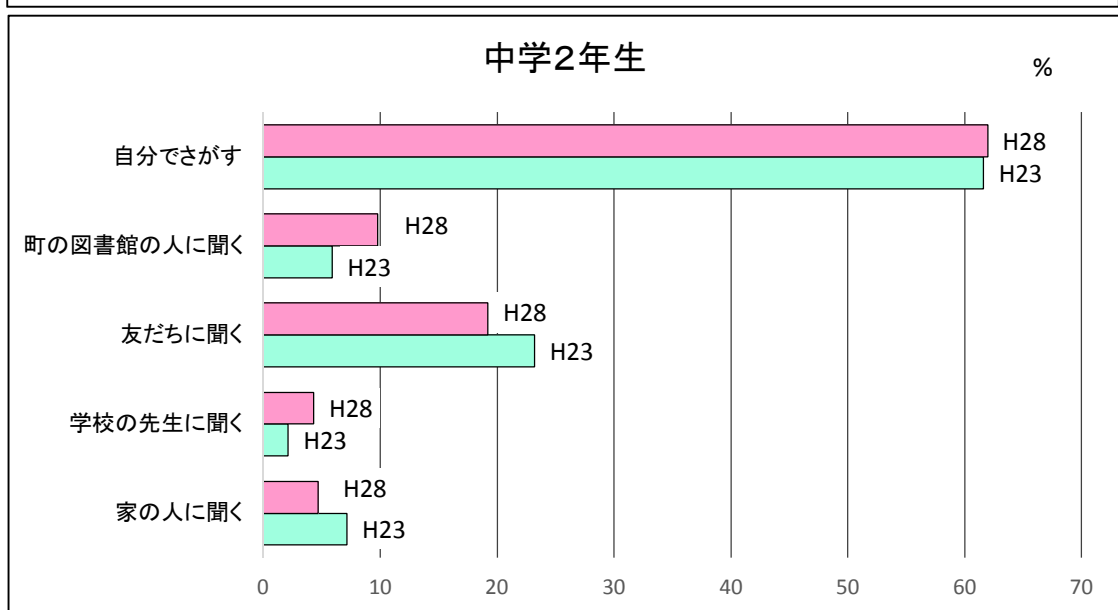
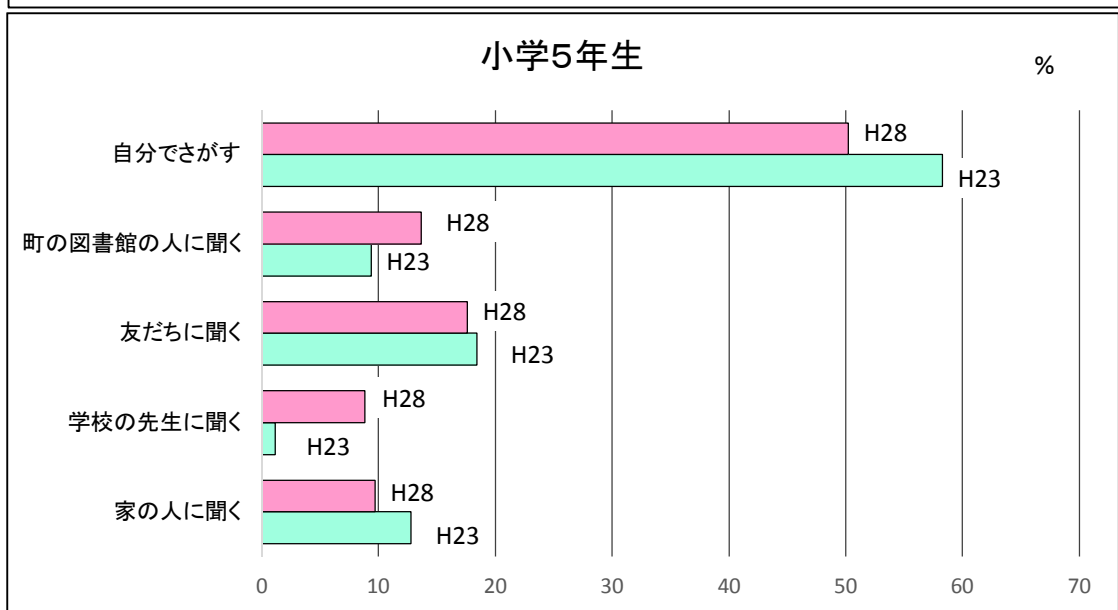
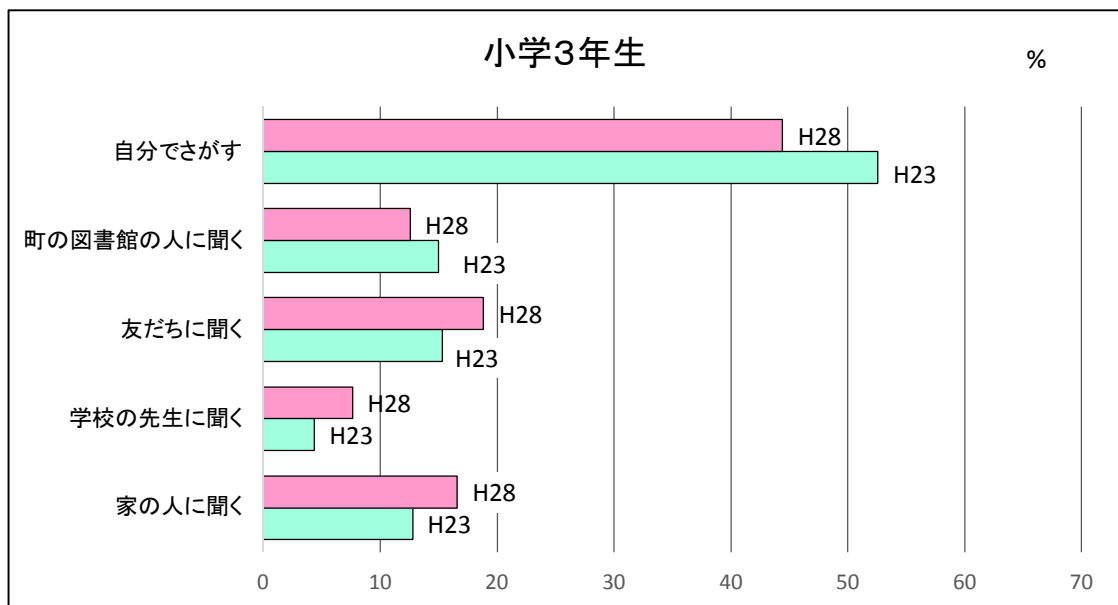
2. 問1で「好き」「まあまあ好き」と答えた人だけに聞きます。本を読むのが好きになったのはなぜだと思いますか。



幼児期の読書体験と、身近に本のある環境が子どもの読書活動に影響を与えていることがわかります。

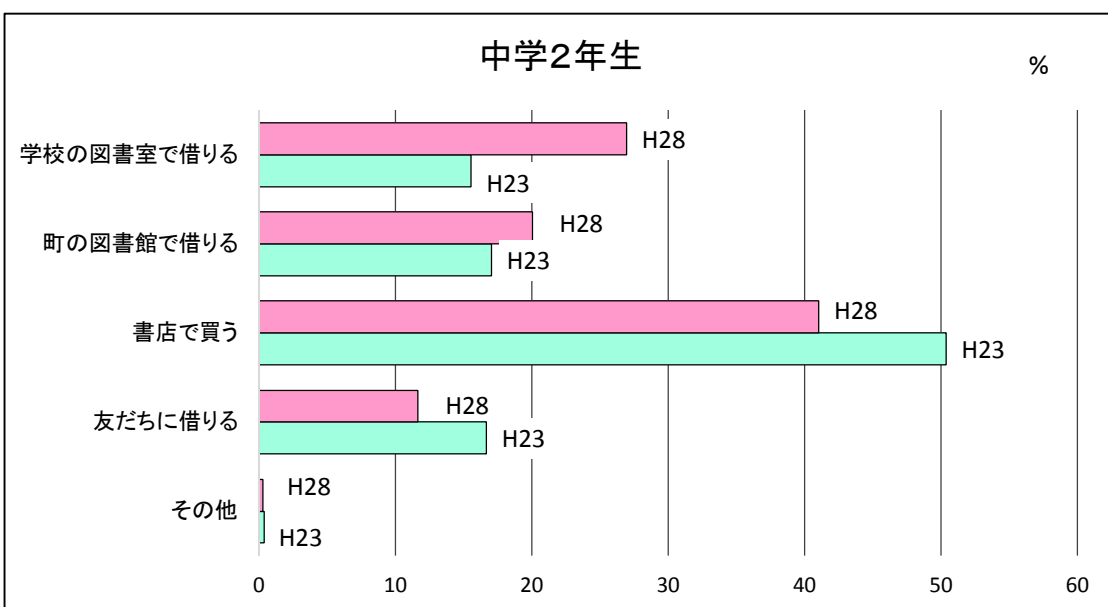
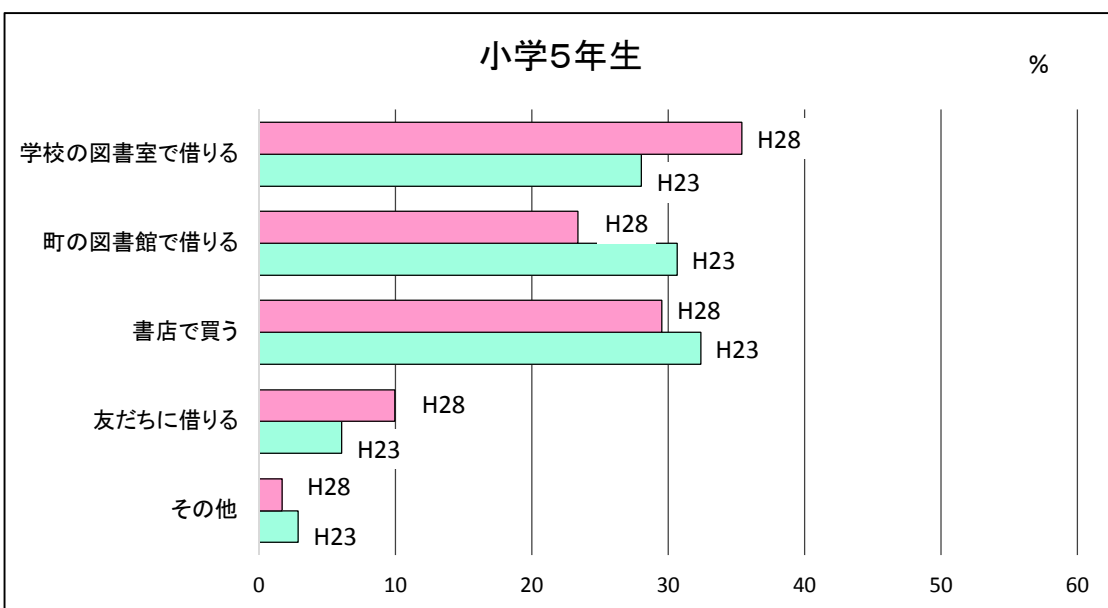
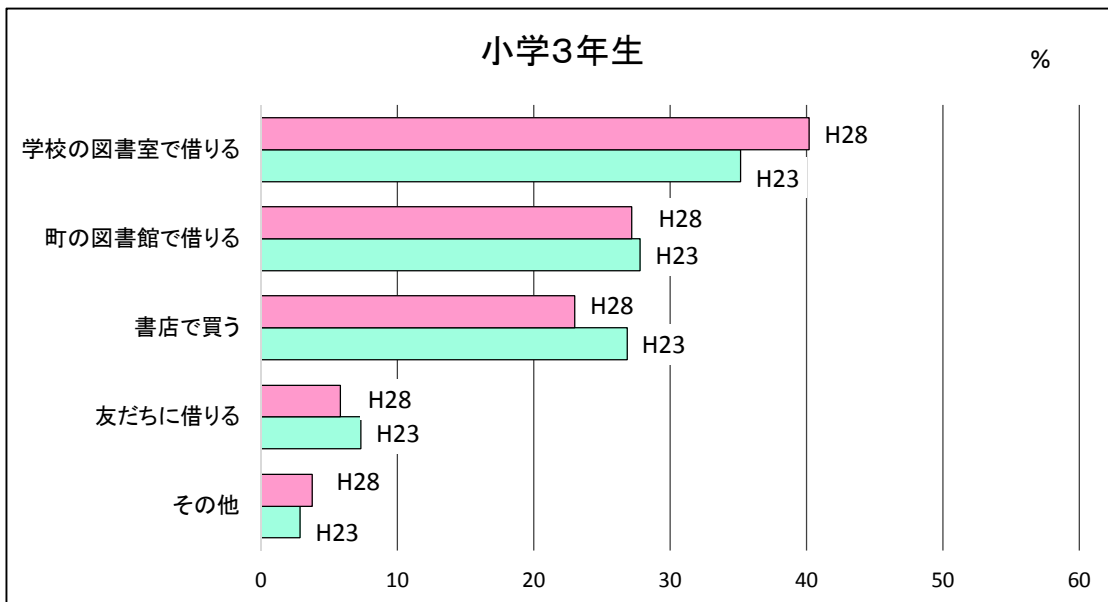
また、約15%の以上の子どもが学校の読書の時間がきっかけで本を読むようになったと答えており、「朝の読書」などの取り組みに一定の効果があることが示されています。

3. 読みたい本をどのように見つけますか



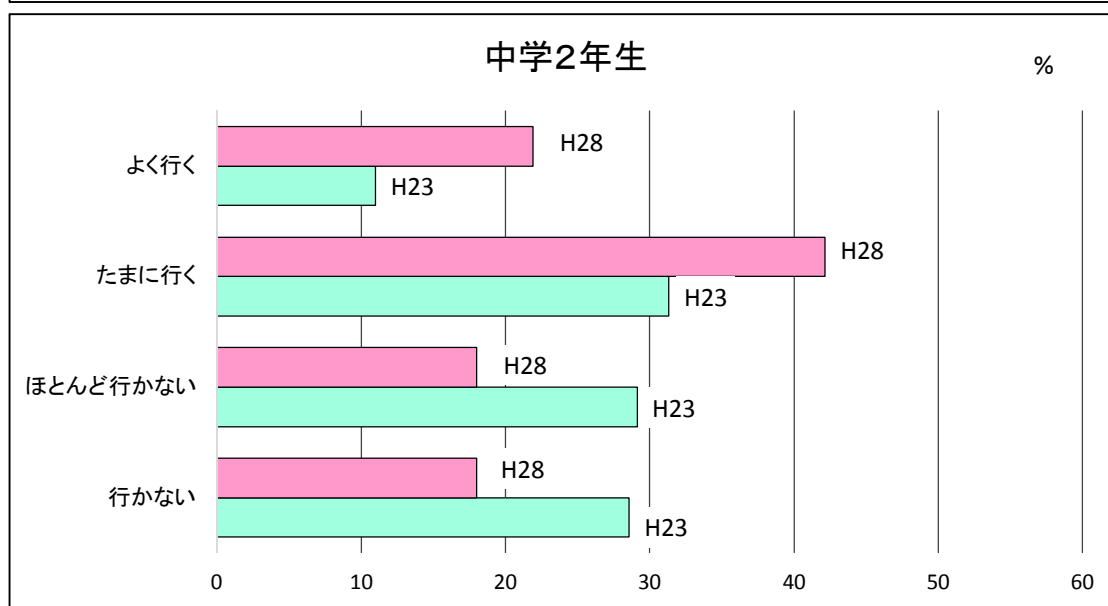
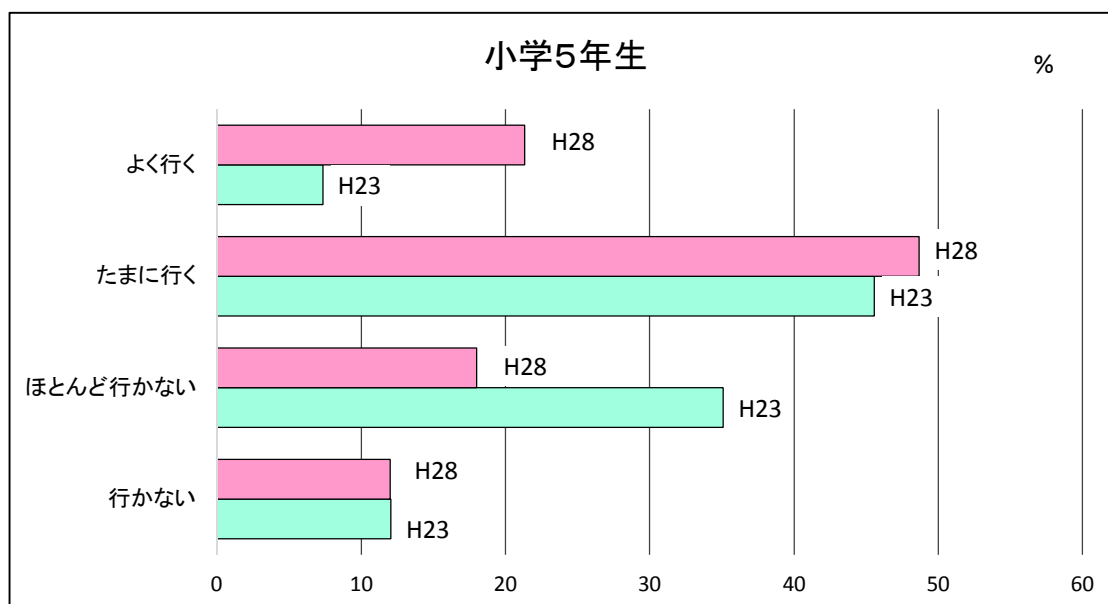
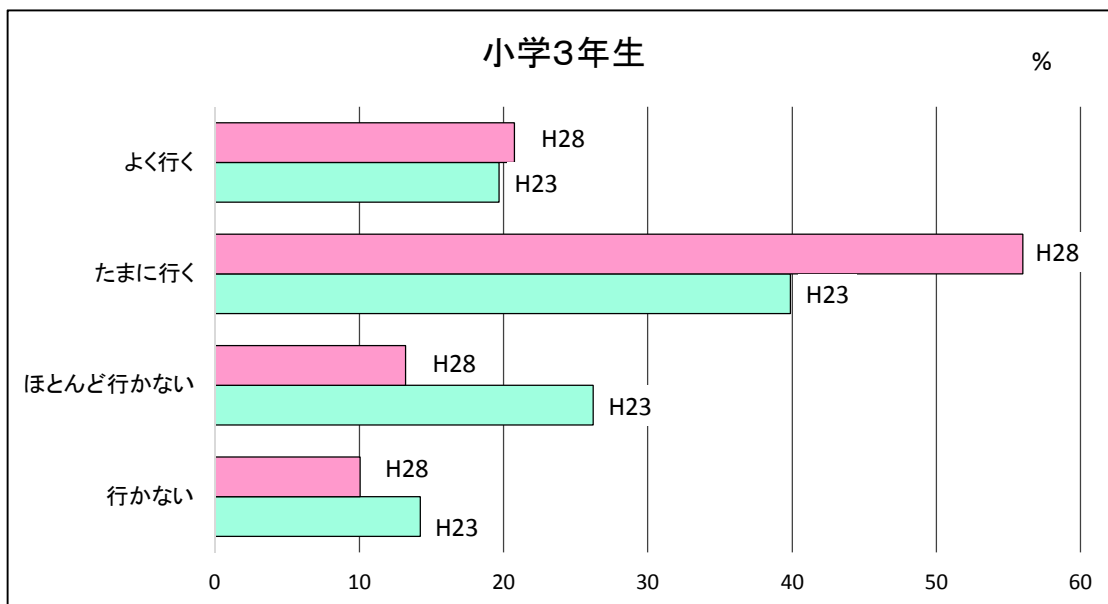
小学生は「学校の先生に聞く」、中学生は「町の図書館の人に聞く」が増えており、大人に聞くという声が増えています。

4. 読みたい本は、どのように手に入れますか



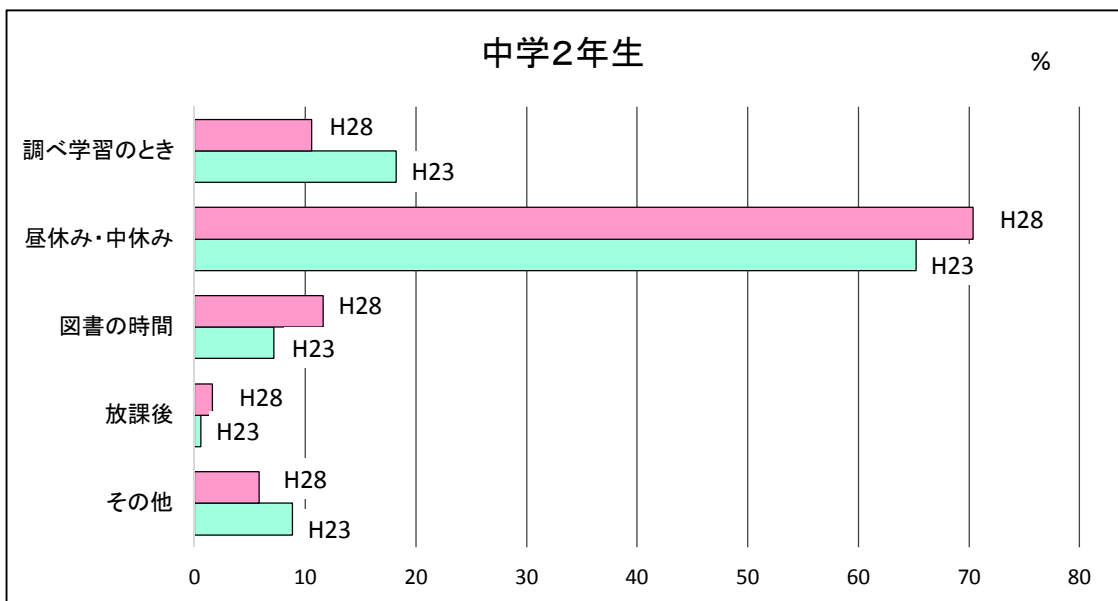
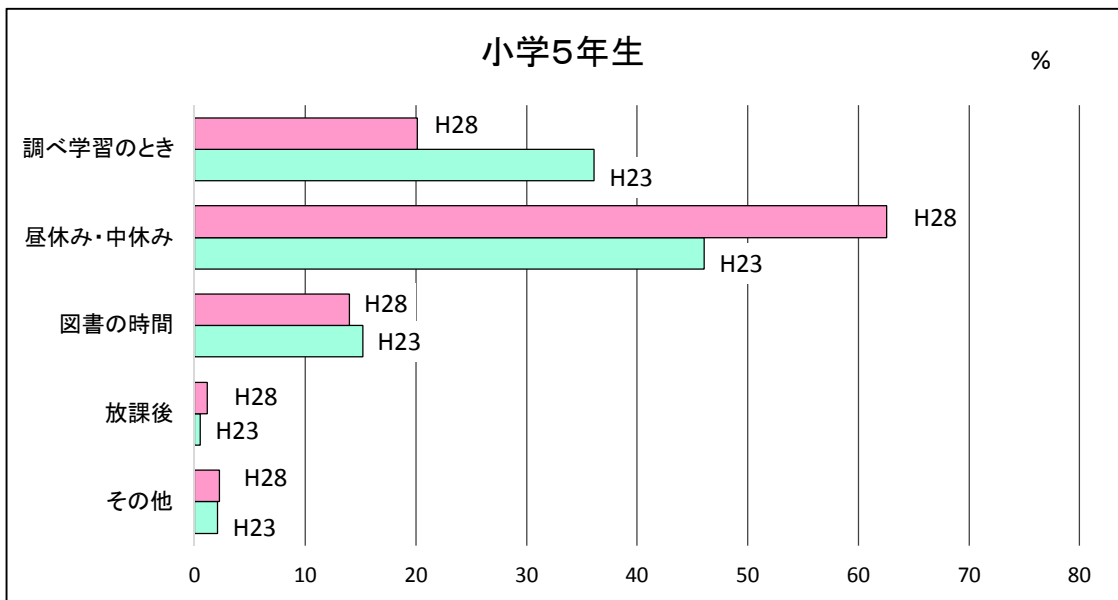
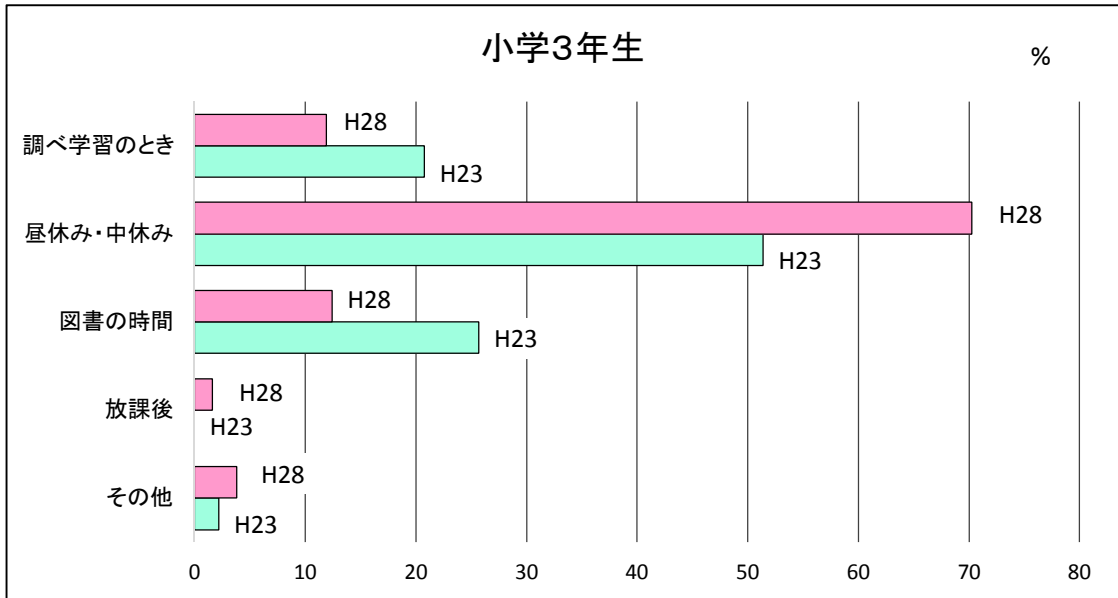
小学生は、学校の図書館の利用が増えており、中学生は学校及び町の図書館の利用が増えています。

5. 休み時間や放課後に、学校の図書室へ行きますか



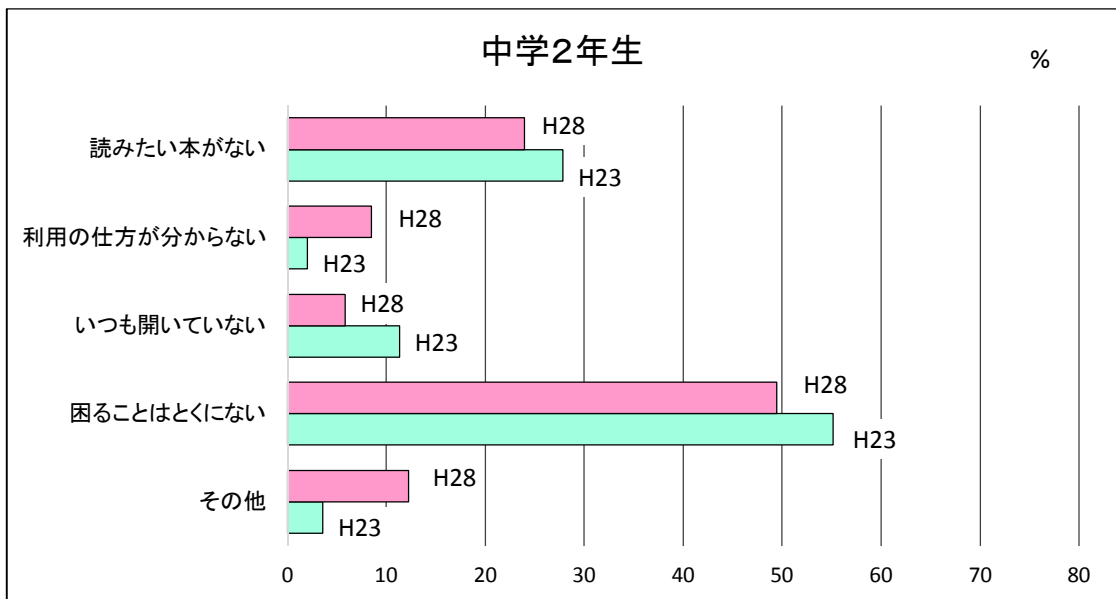
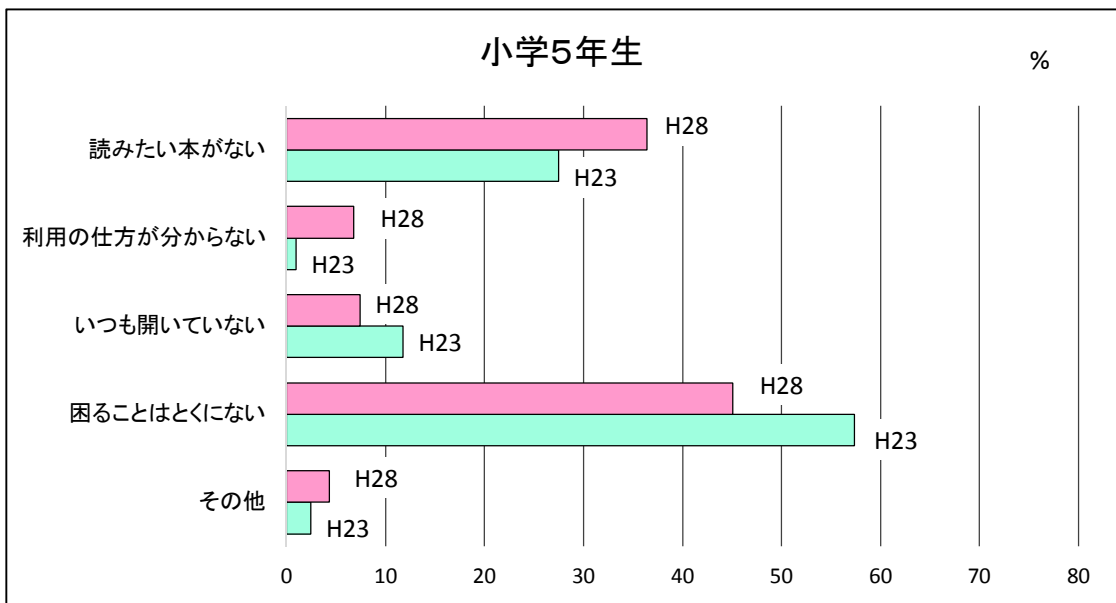
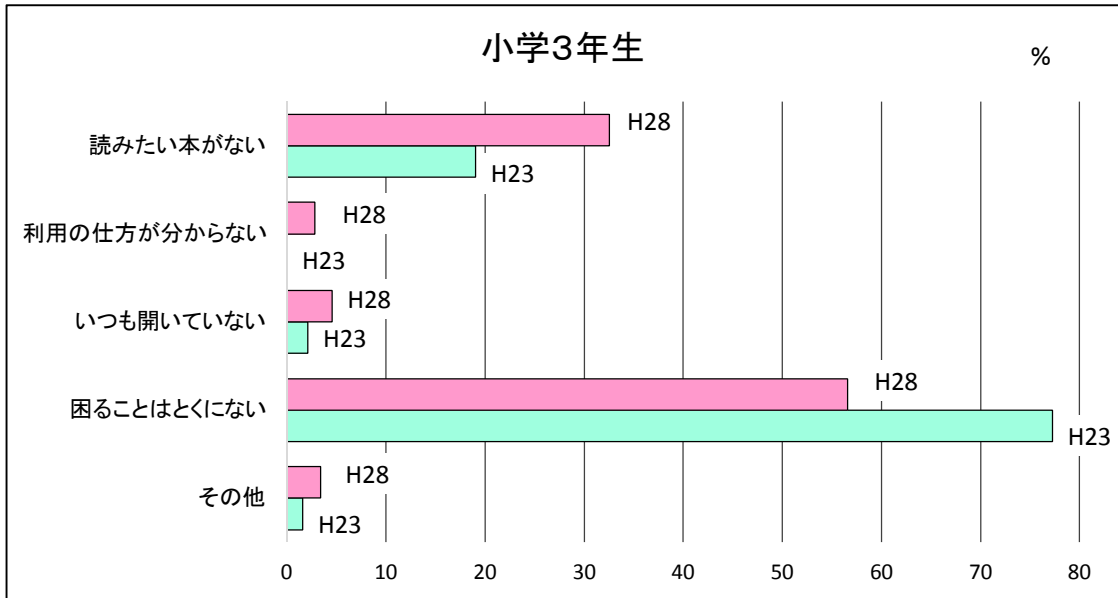
どの学年も「行く」「たまに行く」と答えた子どもは、60%を超えています。

6. 学校の図書室へはいつ行きますか



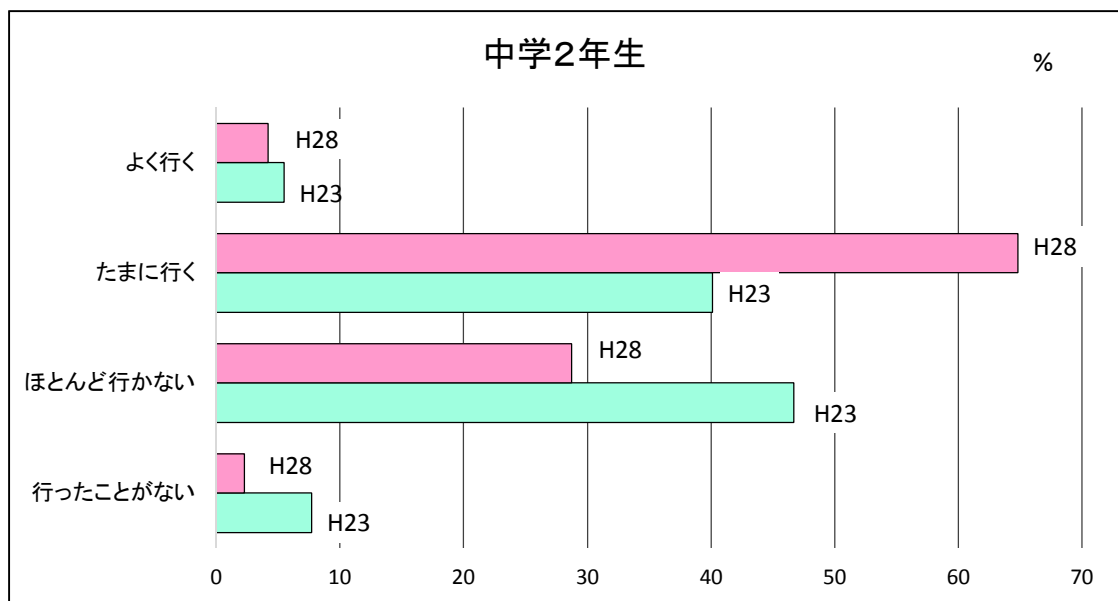
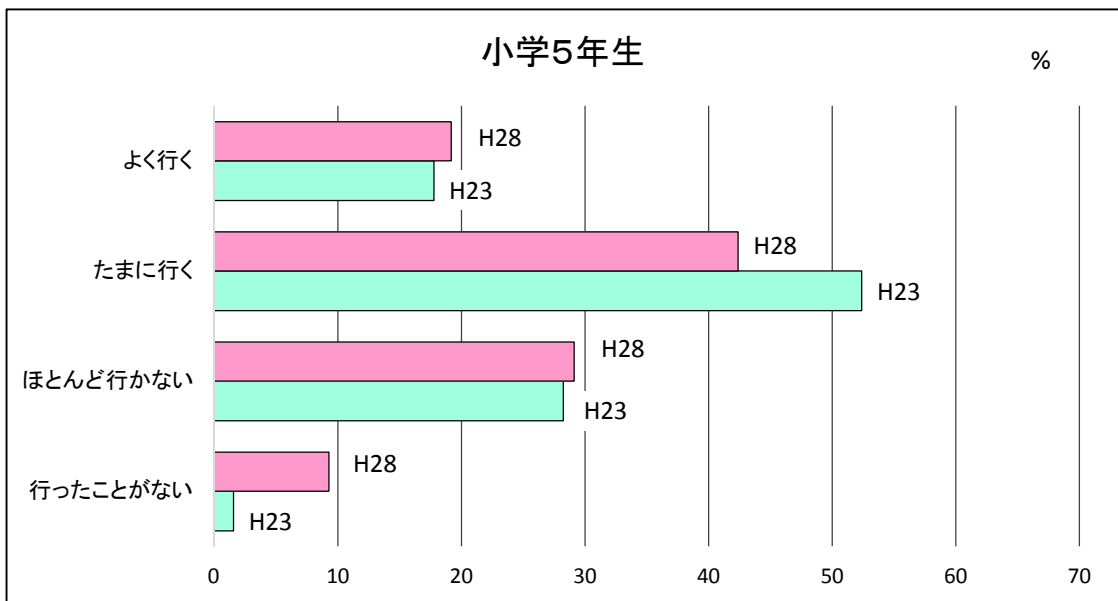
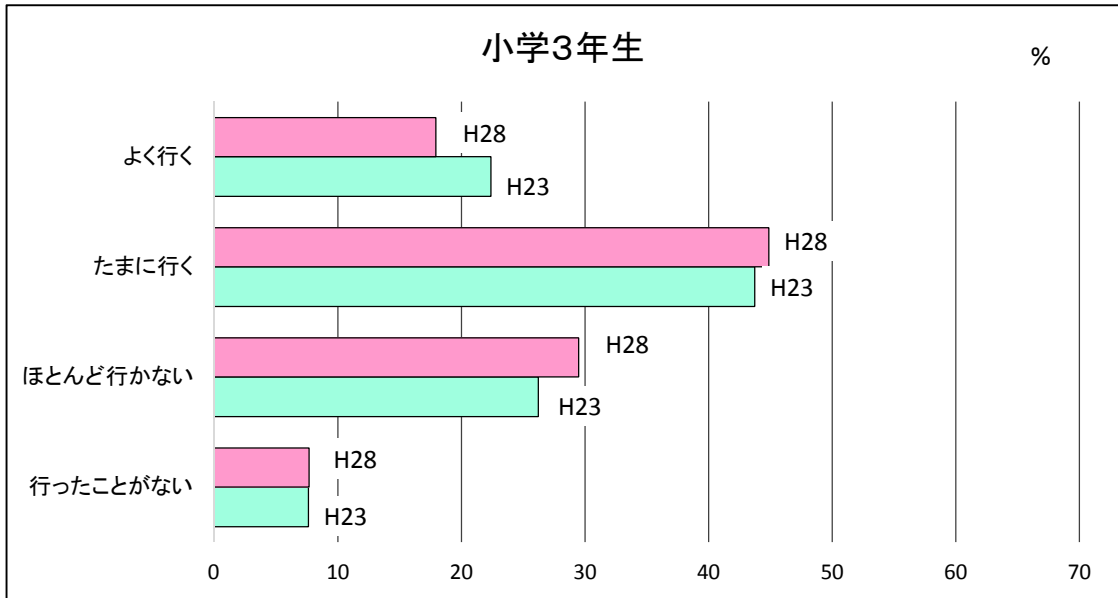
どの学年も昼休み・中休みの利用が増えています。

7. 学校図書室を利用するときに困ることは何ですか



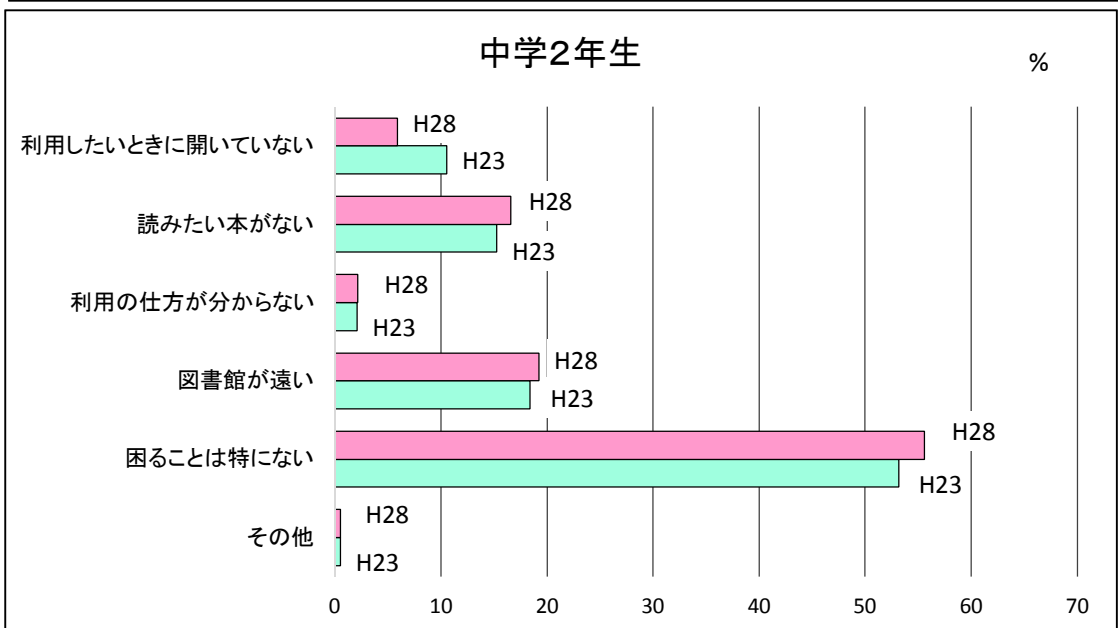
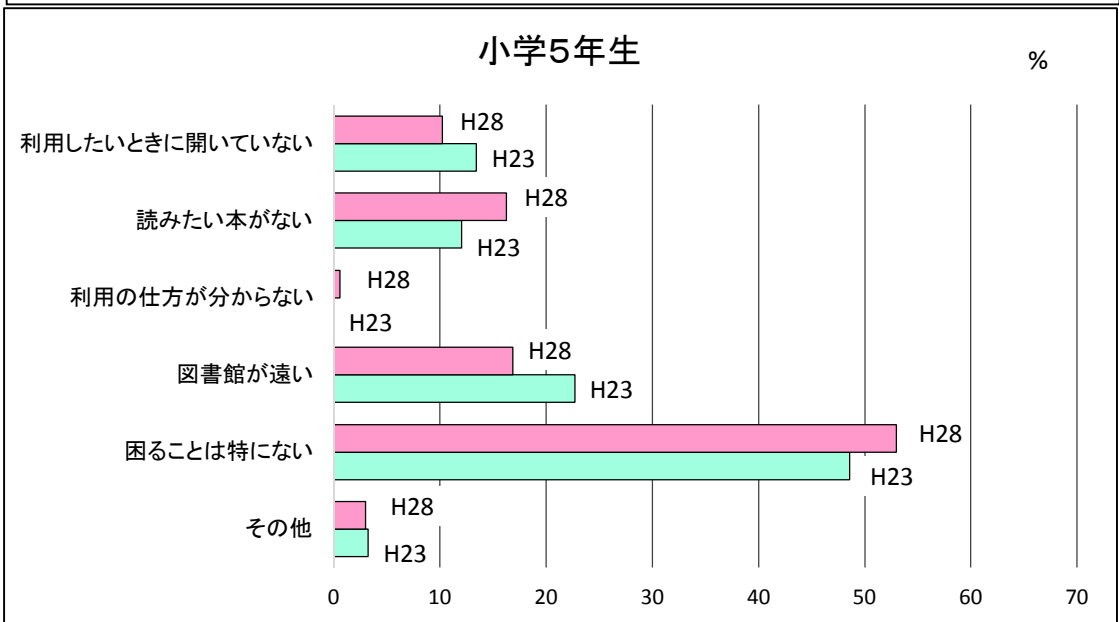
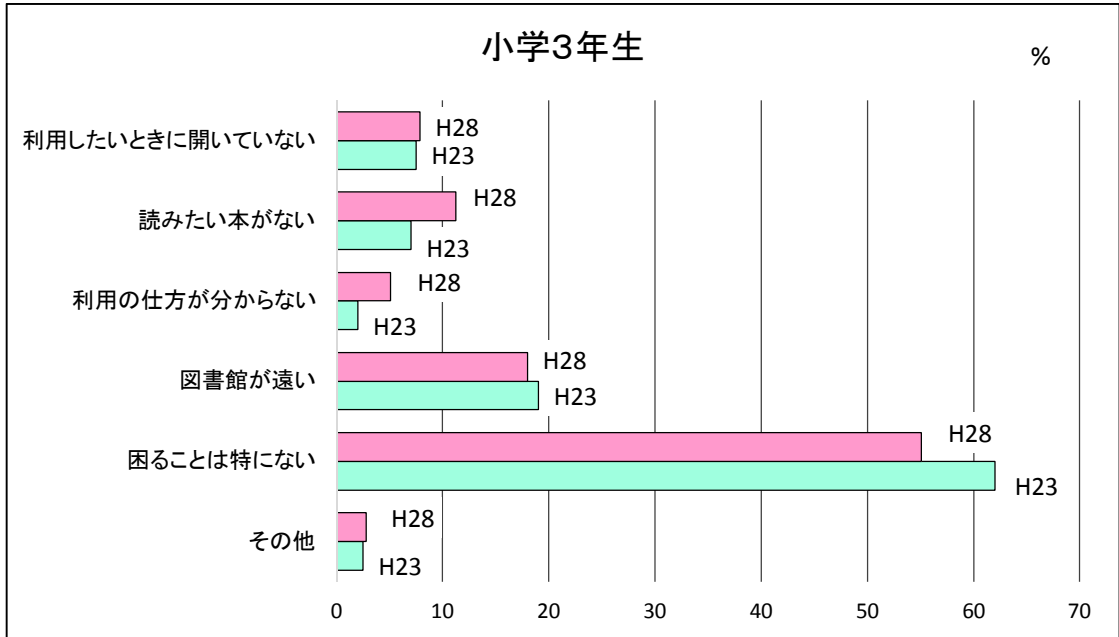
どの学年も「利用の仕方が分からない」という声が増えています。

8. あなたは、町の図書館を利用していますか



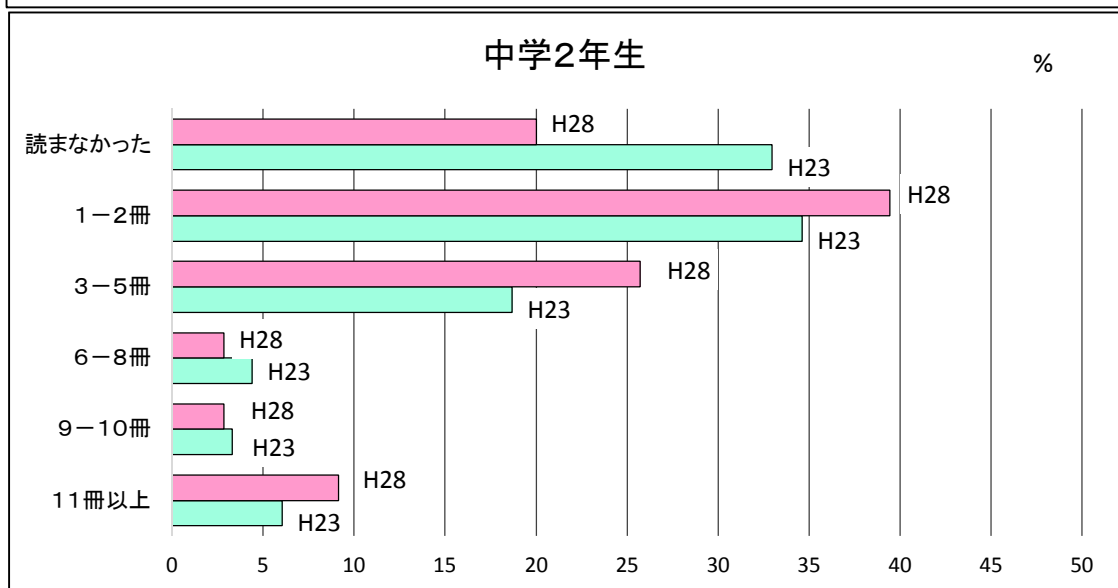
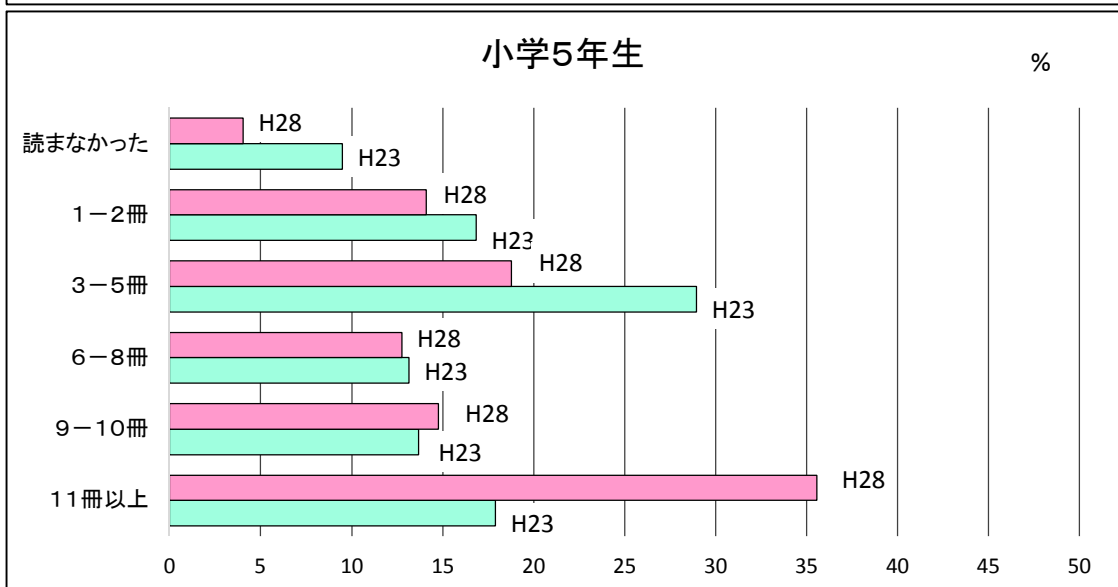
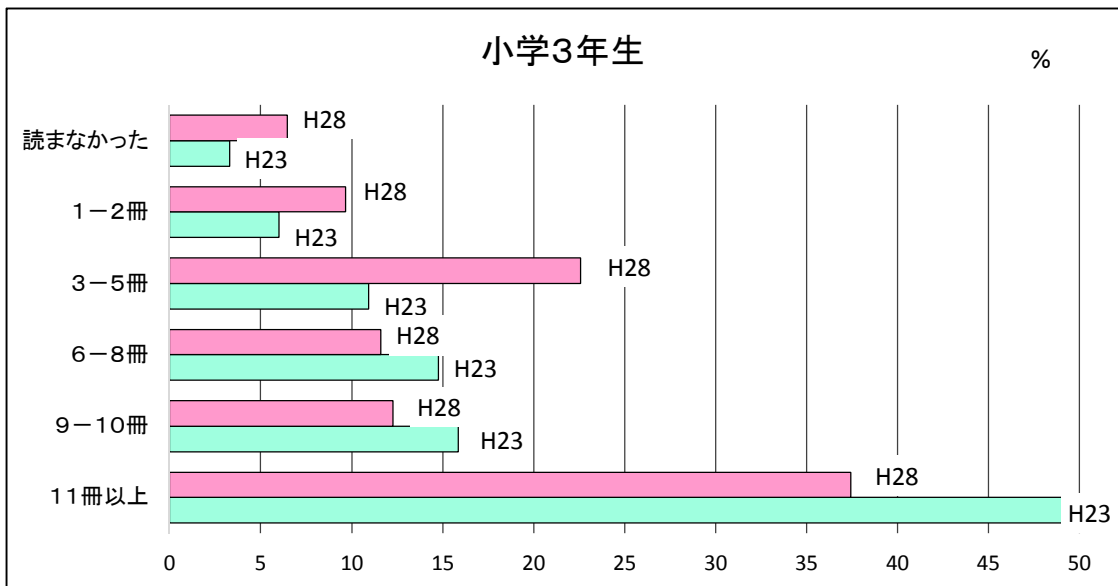
どの学年も「よく行く」「たまに行く」と答えた子どもが過半数を超えていますが、小学生は以前の調査よりやや減少しています。しかし、中学生では約20ポイント増えています。

9. 町の図書館を利用するときに困ることは何ですか



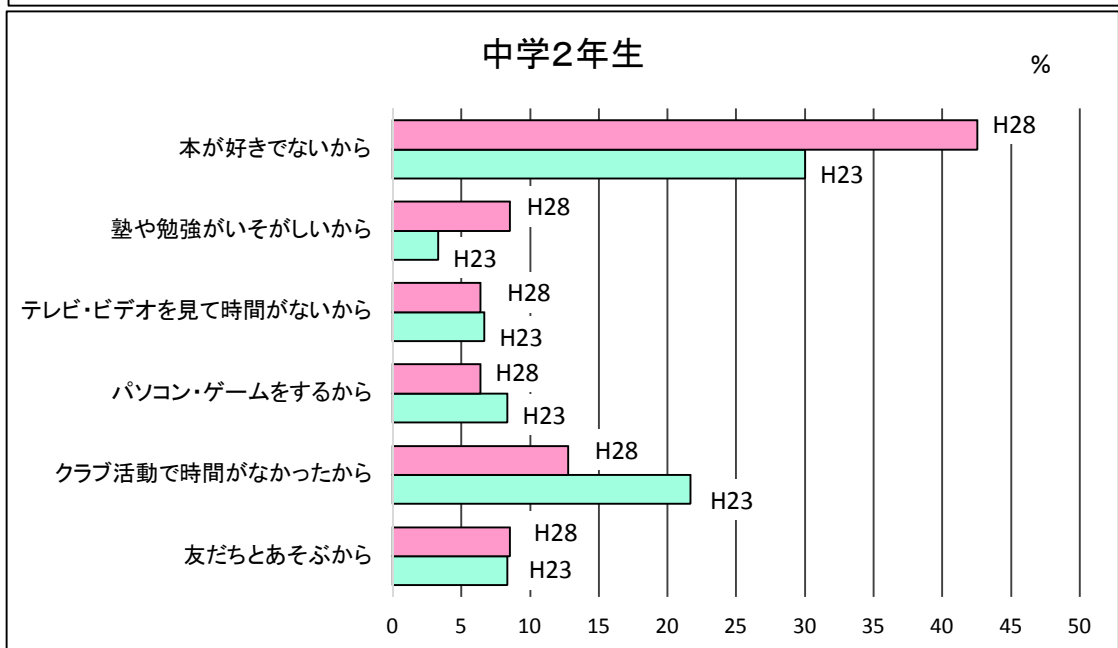
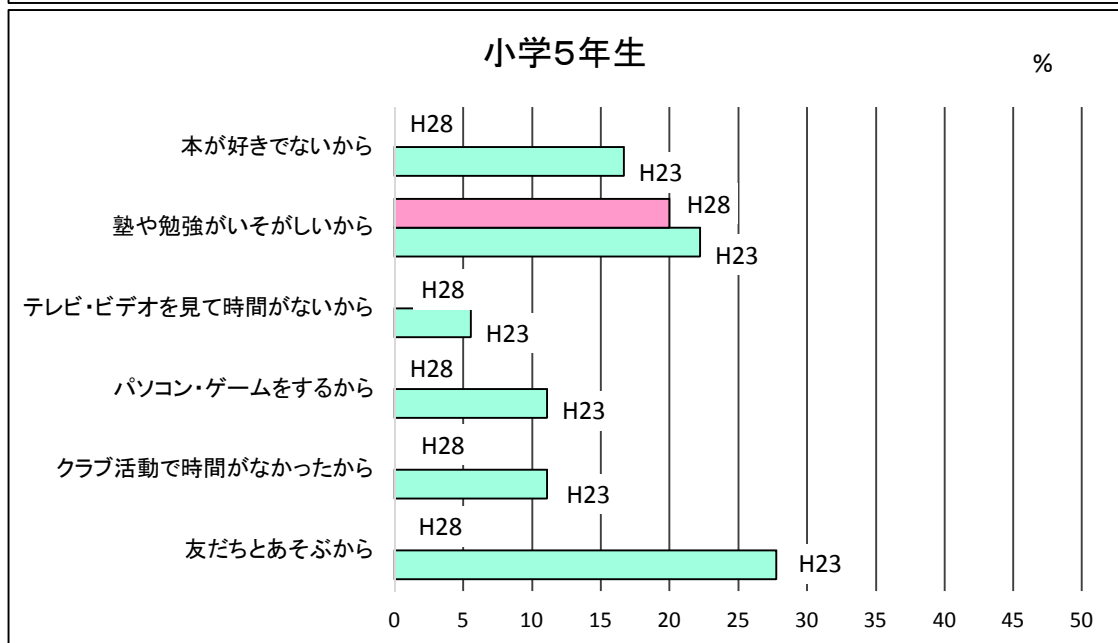
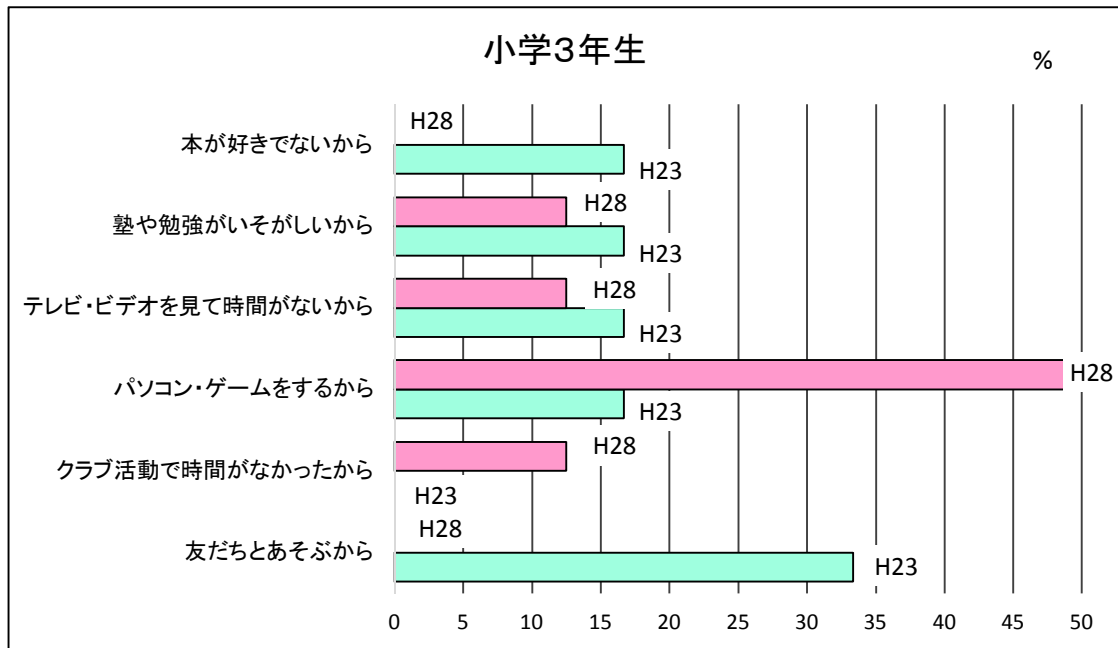
各学年約2割の子どもが図書館が遠いと感じていることが分かりました。

10. あなたは、1か月の間に何冊くらい本を読みましたか(教科書・学習参考書・マンガ・雑誌をのぞく)



みやこ町の不読者割合は、小学3年生6.5% 小学5年生で4.0% 中学2年生で20.0%。前回調査(平成23年10月実施)より中学生の読書離れが13.0ポイント減少していることが分かりました。

11. 「読まなかった」と答えた人だけにお聞きます。読まなかったのはなぜですか



第2次みやこ町子ども読書活動推進計画

発行 平成29年3月 みやこ町育委員会

編集 みやこ町教育委員会 生涯学習課図書館係
〒824-0121

福岡県京都郡みやこ町豊津1122番地12

TEL 0930-33-1040

URL : <http://www.town.miyako.lg.jp/library/top.jsp>